行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-108
処分の種類	組合の設立認可の取り消し				
根拠法令条例 等·条項	土地区画整理法第125条第4項				
処分の概要	都道府県知事は、組合が命令に従わない場合又は組合の設立認可の公告があった日から1月を経過しても総会を招集しない場合は、その組合の設立の認可を取り消すことができる。				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	【参考】土地区画型 都道府県知事は、 ての認可を受けた	整理法第125条第 組合が前項の規 :ものがその認可の	下尽くされているため 4項 定による命令に従れ かいまった日か の設立についての	わない場合又は組 いら1月を経過して	もなお総会を招
基準の制定根拠	_				